

終身会員規程

- 第1条 本学会会則第4条に基づく終身会員はこの規程に定めるところによる。
- 第2条 終身会員は一般会員のうち、資格が生じる前年度末（3月31日）には、満70歳以上であり、かつ次のいずれかに該当する者とする。
- (1) 一般会員・院生会員の合計在籍年数30年以上の一般会員。
 - (2) 「応用心理士」取得の後累計10年以上の一般会員。
- 第3条 終身会員は、本人の申し出により、常任理事会の承認を得ることとする。
- 2 終身会員を希望する者は、資格が生じる前年度から、所定の書式により申請することが出来る。
 - 3 資格が生じる前年度に該当者に対して、事務局より連絡を行うことができる。
 - 4 終身会員になる資格を有する者から退会の連絡があったときには、退会処理前に終身会員への申し出について連絡を行うことができる。
 - 5 承認のためには、資格が生じる前年度までの学会費の納入がなされていることを要する。
 - 6 すでに退会した元会員が、再入会の手続きを取り、入会が認められた後には、本規程が用いられる。
- 第4条 終身会員は、承認の次年度以降の年会費を免除する。
- 2 年次大会における研究発表と学会誌への投稿は、一般会員と同等の資格を有する。
- 第5条 本規程の改廃は、常任理事会の議を経なければならない。

付則 1 本規程は、令和2年9月5日から施行し、令和2年4月1日より適用する。